

明治三十三年より  
昭和十九年まで四  
刊行された下級審

The image shows a page from the Japanese newspaper 'THE HÖRITSU-SHIMBUN' (明治三十三年より 昭和十九年まで四十五年間). The main headline on the right side reads '法律新聞' (Legal News). Below it, another headline says '九月創刊され、法律新聞は' (Law News was founded in September). The central feature is a large black and white photograph of the Palace of Westminster in London, showing the Elizabeth Tower (Big Ben) and the House of Commons. The newspaper's masthead at the top includes 'THE LEGAL NEWS (TOKYO, JAPAN)' and 'THE LAW NEWSPAPER (LONDON, ENGLAND)'. There is also a small note in parentheses: '(山本正義著『明治三十三年より』)'. The page is filled with dense Japanese text in columns, with some headings and names like '各議會' (Various Committees), '議院' (Parliament), and '議長' (Speaker). A vertical column on the far left contains the date '昭和三年一月一日發行の表紙' (Cover of January 1, 1928).

「法律新聞」は弁護士高木益太郎（八六九一—九二九）を主幹として一九〇〇年（明治三三年）創刊され、高木没後は女婿の弁護士岡崎源一が繼承し、一九四四年（昭和十九年）八月、四九二三号をもつて終刊となる。「法律新聞」は高木主幹の「発刊の趣旨」に見られる様に広く下級審裁判例をも収載し、法律の適用とそれが社会におよぼす影響を明らかにし、法律の普及と立法の資料として役立てる目的とした。また大審院判決についても「判決録」「判例集」に登載されないものも全文掲載され、当時は『法律新聞』以外に控訴院以下の判決を載せるものではなく、今日の「判例時報」の役割を持つていた。

本誌のもつひとつの特色は法曹界の刻々の動きを伝え、政治問題や世相に関する記事が豊富に掲載されていることにあり、日本近代史研究にとって欠くことの出来ない資料である。しかし、この資料は総十四万六千余頁という厖大なもので完全な揃いをもつ図書館は皆無である。

日本近代史研究の一助となることを期するものである。——不二出版

明治期 II 全42巻  
大正期 II 全95巻  
昭和期 II 全95巻

# 法律新聞

法律新聞 [明治期][大正期][昭和期]—復刻版概要

内 容		配 本 一 覧			
		配 本 回 数	卷 数	収 錄 期 間	刊行期日
体裁—B5判・上製クロス装・函入		1〔明治期1〕	1～7	明治33年9月～36年2月	'83年6月
〔明治期 総25,000頁		2〔明治期2〕	8～14	明治36年2月～37年12月	" 10月
〔大正期 総53,000頁		3〔明治期3〕	15～21	明治38年1月～39年11月	" 12月
〔昭和期 総53,600頁		4〔明治期4〕	22～28	明治39年11月～41年11月	'84年2月
		5〔明治期5〕	29～35	明治41年11月～43年10月	" 4月
		6〔明治期6〕	36～42	明治43年10月～45年7月	" 6月
号数—〔明治期 1～797号		7〔大正期1〕	43～49	明45年7月～大3年3月	" 8月
〔大正期 798～2632号		8〔大正期2〕	50～56	大正3年4月～4年12月	" 10月
〔昭和期 2633～4922号		9〔大正期3〕	57～63	大正5年1月～7月	" 12月
目次—各巻巻頭に収録		10〔大正期4〕	64～70	大正5年8月～6年2月	'85年2月
原本—国立国会図書館所蔵本		11〔大正期5〕	71～77	大正6年3月～9月	" 4月
用紙—中性抄紙使用		12〔大正期6〕	78～83	大正6年10月～7年3月	" 6月
付録—『法律新聞総目次』	(ただし全巻購入者に限る)	13〔大正期7〕	84～89	大正7年4月～12月	" 8月
配本—〔明治期=全6回配本		14〔大正期8〕	90～95	大正8年1月～12月	" 10月
〔大正期=全15回配本		15〔大正期9〕	96～101	大正9年1月～12月	" 12月
〔昭和期=全16回配本		16〔大正期10〕	102～107	大正10年1月～12月	'86年2月
定価—各配本毎 75,000円		17〔大正期11〕	108～113	大正11年1月～12月	" 4月
〔明治期= 450,000円		18〔大正期12〕	114～119	大正12年1月～12月	" 6月
〔大正期=1,125,000円		19〔大正期13〕	120～125	大正13年1月～12月	" 8月
〔昭和期=1,200,000円		20〔大正期14〕	126～131	大正14年1月～12月	" 10月
		21〔大正期15〕	132～137	大正15年1月～12月	" 12月
関連図書のご案内		22〔昭和期1〕	138～143	昭和2年1月～12月	'87年2月
法律新聞総目次		23〔昭和期2〕	144～149	昭和3年1月～12月	" 4月
全4922号の総目次を収録		24〔昭和期3〕	150～155	昭和4年1月～12月	" 6月
B5判・上製クロス装・函入		25〔昭和期4〕	156～161	昭和5年1月～12月	" 8月
全2冊・揃価25,000円	〔本体価格〕	26〔昭和期5〕	162～167	昭和6年1月～12月	" 10月
		27〔昭和期6〕	168～173	昭和7年1月～12月	" 12月
		28〔昭和期7〕	174～179	昭和8年1月～12月	'88年2月
		29〔昭和期8〕	180～185	昭和9年1月～12月	" 4月
		30〔昭和期9〕	186～191	昭和10年1月～12月	" 6月
		31〔昭和期10〕	192～197	昭和11年1月～12月	" 8月
		32〔昭和期11〕	198～203	昭和12年1月～12月	" 10月
		33〔昭和期12〕	204～209	昭和13年1月～12月	" 12月
		34〔昭和期13〕	210～215	昭和14年1月～12月	'89年2月
		35〔昭和期14〕	216～221	昭和15年1月～12月	" 4月
		36〔昭和期15〕	222～226	昭和16年1月～12月	" 6月
		37〔昭和期16〕	227～232	昭和17年1月～19年7月	" 8月

發行 不二出版 取扱い店 東京都文京区本郷5-28-3-305 〒113  
電話03(812)4433 振替 東京6-94084



前の判例資料の中で最も価値の高いものといつてよい。ことば、自然債務の判例として知られるカフエー

たるえは、自然領の半份として知られる丸王事件(大判昭和二〇年四月二五日新聞三八三五号五頁)の出典は、「新聞」すなわち、「法律新聞」であり、他の判例等には載っていない。これは、大阪道頓堀のカフェー丸王の女給X女とねんごろになつた客のY男がその強制賃金にて四〇〇円をまわせる約束をしたが、

それを実行しなかつたので、X女から請求訴訟を起こしたものだが、大審院は、裁判上の請求権を与える趣旨とは速断できないとして、破棄差戻しをした。ところが、差戻後の大阪控訴院では、Y男は約束の日に金の用意がなかつたので、準消費貸借にして月賦で払うことにして証書を作りX女に渡したもので、訴訟を提起されても異議がないといったことが十分認められるとして、X女をふたたび勝たせている(大阪控訴院昭和

辻 誠  
わが国司法の変遷を知る貴重な資料

明治三三年から昭和一九年まで四五年間にわたって  
発行された『法律新聞』は、今までこれを身近かに見  
ることはできなかつた。ところが、近くその復刻版が  
不二出版から刊行されることになった。

おそらく今まで日の目を見なかつた珍しい判例、あ  
るいは興味深い司法界の出来事が、法律学者、法曹  
実務家その他の人びとの手により、『法律新聞』から発  
掘され、世の中に紹介されるようになることであろう  
國民生活に直接つながりを持つ下級審の判例を数多  
く掲載し続けてきた『法律新聞』は、時代と共に変転す

## 父＝高木益太郎と『法律新聞』



父は昭和四年暮、私が小学生のころ六一歳で亡くなりました。当時の平均寿命からすれば、まあまあの年令だったかもしません。その業績を息子が語るのはおこがましく恐縮ではありますが、後に私も東大で法律を学び、朝日新聞記者を定年となって、父が死んだ年に達してみますと、①政治家としての父、②弁護士としての父、③『法律新聞』創立のジャーナリストとしての父——の、三つの面で評価されると思います。

日本橋、浅草を地盤に五回ほど代議士に当選した父は、「民事訴訟は勝っても負けても敵を作るから、政治に生きがいを感じていたようですが、皮肉なことに、

政治家としての父は一番先に世間から忘れられました。弁護士としての父も、一門の方々が亡くなられたことに忘れられ、結局は『法律新聞』だけが残りました。その判例は、もとより専門的な資料ですが、人々が何を求める、何を争つたか、当時の人間模様が鮮明に語られています。司法の近代化が人々の間にどのような過程をへて定着していくか、法律ジャーナリストとしての父の遺産が次第に再評価されつつあることを有難いことと思っています。

東京弁護士会における刑法改正に関する激しい論争、大正二〇年創始者弁護士高木益太郎が裁判官に「あの小僧にわかるものか」とつぶやいたことに端を発して起きた徵戒問題、大正一五年陪審法制定に絡む論議、昭和三年の三・一五事件などで革新弁護士の法廷闘争の数々、その他どの一つを取りあげても明治後期、大正、昭和前期の四五年間の司法界の出来事、在野法曹の活動が興味深く描き出されている。

わが国の司法の歴史を知り、これから司法のあり方を考える上において、欠くことのできない資料として、『法律新聞』は高く評価されてよいであろう。

東京弁護士会における刑法改正に関する激しい論争、大正二〇年創始者弁護士高木益太郎が裁判官に「あの小僧にわかるものか」とつぶやいたことに端を発して起きた徵戒問題、大正一五年陪審法制定に絡む論議、昭和三年の三・一五事件などで革新弁護士の法廷闘争の数々、その他どの一つを取りあげても明治後期、大正、昭和前期の四五年間の司法界の出来事、在野法曹の活動が興味深く描き出されている。

わが国の司法の歴史を知り、これから司法のあり方を考える上において、欠くことのできない資料として、『法律新聞』は高く評価されてよいであろう。

父は昭和四年暮、私が小学生のころ六一歳で亡くなりました。当時の平均寿命からすれば、まあまあの年令だったかもしません。その業績を息子が語るのはおこがましく恐縮ではありますが、後に私も東大で法律を学び、朝日新聞記者を定年となって、父が死んだ年に達してみますと、①政治家としての父、②弁護士としての父、③『法律新聞』創立のジャーナリストとしての父——の、三つの面で評価されると思います。

日本橋、浅草を地盤に五回ほど代議士に当選した父は、「民事訴訟は勝っても負けても敵を作るから、政治に生きがいを感じていたようですが、皮肉なことに、

政治家としての父は一番先に世間から忘れられました。弁護士としての父も、一門の方々が亡くなられたことに忘れられ、結局は『法律新聞』だけが残りました。その判例は、もとより専門的な資料ですが、人々が何を求める、何を争つたか、当時の人間模様が鮮明に語られています。司法の近代化が人々の間にどのような過程をへて定着していくか、法律ジャーナリストとしての父の遺産が次第に再評価されつつあることを有難いことと思っています。

（一九三九年三月二四日新聞三九七三号五頁）。これが載つたのも『法律新聞』であり、大審院が自然債務という理屈を述べても、実際に違つた結果になつてゐるのである。これはほんの一例である。大審院の判例以外に下級審の判決を数多く載せているのも、『法律新聞』の特色であり、編集者の判例に対する識見を示したといえよう。また、判例のほかに法曹関係の情報を記事として載せているのも、資料的価値が大きい。私の読んだ記事の中には、ある大学教授が遊里から朝帰りで勤めに出たという話もあつた。

『法律新聞』は全体がぼう大であるだけに、欠号や切り抜きがあつて、完全なセットはどこにもない状態である。それがこのたび復刻されるのは、学界・実務界に寄与するところが大きく、まことに喜ばしいことで

「法律新聞」第六八九号（明治四十四年一月十日）に掲載された「北京震信」中の画

4

→つじ・まこと=元口

号（明治四十四年一月  
十日）に掲載された「北  
京臘信」中の画

↑高木益太郎。昭和二年、六十歳の時、即位大典に当り勲三等瑞宝章を受けた時の記念写真。

行政中心の政治／軍隊に法的  
智識を与へよ／試験制度改正運動  
／民刑局の分立／法科大学論  
の流行／朝鮮会社令に就て／郡  
制廃止案／立憲青年会／社会主  
義者裁判の説明／出獄人保護事  
業の発展／警視庁の集権主義／  
小額保険官営説／警視庁の演劇  
取締／逆從十二名の減刑／無政  
府主義者に対する判決／在野二  
党の大会／危険思想と当局者／  
朝鮮法令案／社会改良と救世軍  
／政局と法律問題／弁護士の待  
遇に就て

行政中心の政治／軍隊に法的  
智識を与へよ／試験制度改正運動  
／民刑局の分立／法科大学論  
の流行／朝鮮会社令に就て／郡  
制廃止案／立憲青年会／社会主  
義者裁判の説明／出獄人保護事  
業の発展／警視庁の集権主義／  
小額保険官営説／警視庁の演劇  
取締／逆從十二名の減刑／無政  
府主義者に対する判決／在野二  
党の大会／危険思想と当局者／  
朝鮮法令案／社会改良と救世軍  
／政局と法律問題／弁護士の待  
遇に就て

●大正5年5月（思潮欄）  
高木益太郎 昭和三年  
大典に当り贈三等瑞宝  
章を受けた時の記念写  
真。  
身元保証人の責任解除に就て  
(帝国大学助教授市村富久君) /  
如何に浮浪者を処遇すべきか(家  
庭学校長留岡幸助君) / 鉄道運  
輸規程の適用に関する最近の判  
例に就て(神戸弗艦生君) / 教育  
振興と所謂体罰問題(弁護士布  
施辰治君) / 体罪問題に対する  
判決評(弁護士亀山要君) / 失權  
株競売前に於ける從前株主の回  
復機能否に就て(判事法叢学人  
君) / 債権保全の為めにする年  
金恩給受領の委任及び弁済充當  
の契約に就て(判事菱川憲正君)  
／司法所感(東京地方裁判所長  
牧野菊之助君談) / 身元保証人  
の責任解除に就て(市村学士人質  
す(弁護士川上清君) / 執達史制  
度の改善に就て(弁護士小久江  
美代吉君) / 上杉慎吉氏に大臣  
責任論の再考を望む(弁護士松  
本重敏君) / 鉄道運輸規定の第  
八十五条の二の適用に就て(神戸  
弗艦生に与ふ(弁護士奥戸善之  
助君)

●大正5年5月（思潮欄）  
身元保証人の責任解除に就て  
(帝国大学助教授市村富久君) /  
如何に浮浪者を処遇すべきか(家庭  
庭学校長留岡幸助君) / 鉄道運  
輸規程の適用に関する最近の判  
例に就て(神戸弗艦生君) / 教育  
振興と所謂体罰問題(弁護士布  
施辰治君) / 体罰問題に対する  
判決評(弁護士亀山要君) / 失權  
株競売前に於ける從前株主の回  
復機能否に就て(判事法叢学人  
君) / 債権保全の為めにする年  
金恩給受領の委任及び弁済充当  
の契約に就て(判事梶川憲正君)  
／司法所感(東京地方裁判所長  
牧野菊之助君談) / 身元保証人  
の責任解除に就て市村学士に質  
す(弁護士川上清君) / 執達史制  
度の改善に就て(弁護士小久江  
美代吉君) / 上杉慎吉氏に大臣  
責任論の再考を望む(弁護士松  
本重敏君) / 鉄道運輸規定の第  
八十五条の二の適用に就て神戸  
弗艦生に与ふ(弁護士奥戸善之  
助君)

●大正14年8月  
幽靈物件の競売と利害関係人／  
憲兵隊長異同／ブタ箱事件以上  
の怖い予審／二十五年間の弁  
護事件を顧みて（弁護士亀山要  
君）信州筑摩郡御料林取戻事  
件／水平社同人の暴行事件予審  
終結／十四年度分の不動産取得  
税免除／大審院刑事情報研究  
(弁護士佐々木清綱君)／商品過  
次供給契約の性質／二十五年間

四





ちと貢をめくって、時間のたつのを忘れてしまったこともしばしばだった。

現在では、この『法律新聞』がまとめて保存されているところは、極めて限られてしまっている。だから今回、全巻が復刻されることになったのは、まさに望

森長英二郎

『法律新聞』の創刊者・高木益太郎は、日本の資本主義発展期に応じて、官僚に抵抗しつつ、市民権を主張した弁護士として、『法律新聞』とともに、若い研究者との注目をあびているが、私たち法律実務家が『法律新聞』を必要としたのは、実用的な面からであった。

『大審院判決録』、『大審院判例集』は、判例とせられた論点の大審院の判決を載せているが、判例となつたほかはカットし、事件や法の生きた姿はでてこない。これは当時の学界における概念法学の反映でもあつた。これにたいして『法律新聞』は、掲載した判決は、その全文を載せてるので、事件の全貌がわかつてありがたかった。また『法律新聞』には、『判決録』や『判例集』に載っていない大審院判決も、数多く掲載されている。つきに明治憲法下では、司法省も大審院も、下級裁判官の努力にたいして敬意を払わず、現在の各種の下級審判決例集のようなものはなかつた。そんなときひとり『法律新聞』は、下級審の重要な判決をつづぎと紹介した。法律が社会のなかで、いかに動いていくかという現在の課題は、下級審判決によつて知ることができる。また大逆事件の判決の掲載にみるように、

## した『法律新聞』

→よりなが・えいざぶ

に生まれる

東京去學校（現  
歲）

に条件付契約解除の通知／大  
会社に於ける計算の方法／  
人妻気質／鉱業権の売買と  
の錯誤／仮処分と名譽棄損

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

封建的政府へ抵抗する面もあった。『法律新聞』は、政府へ抵抗しつつ、時代を先取りしていくのである。私は弁護士となるとともに、『法律新聞』を愛読したが、まずみるのは「判決特報」と雑報欄であった。いまみると、雑報欄は、裁判史、弁護士史であり、政治中社会史の資料でもある。山崎今朝弥の奇文、奇行等も雑報欄に色彩をあたえていた。私はいまでも、ときどき終日、必要上雑報欄を読みあさることがある。毎号に弁護士や判・検事の論説が掲載されているが、学者のものにくらべると、粗雑であり、稚拙ではあるが、経験からえたものとして、学者のものにはない、急亟をつくものがある。

『法律新聞』は私たちにとっては、宝庫のようなものである。

行 朝野の客三千人に及ぶ  
一九二九年（61歳）二月一日、脳  
血栓にて死亡。浅草伝法院にて告  
別式行なわれる

（一九〇〇年（32歳））『法律新聞』創刊  
（一九〇三年（35歳））高木、鶴沢両弁護人の弁論した電流窃取事件は東京控訴審で無罪となり、この結果刑法第一四五条附加の動機となる  
（一九〇七年（39歳））歐米、中国朝鮮へ司法制度視察旅行へ出る  
（一九〇八年（40歳））第十一回総選挙に立候補し最高点にて当選。以後衆議院議員を六期つとめる  
（一九二〇年（52歳））『法律新聞』創刊  
二十年記念式典挙行  
（一九二一年（53歳））東京地裁にて裁判長の一方的訴訟指揮に腹を立て裁判官が会議のため退席した後、「あの小僧にわかるものか」と私語したことにより懲戒申立を受け  
（一九二五年（57歳））『法律新聞』創刊二五年記念祝典を浅草寺にて挙行、朝野の客二千人には及ぶ  
（一九二九年（61歳））二月一日、脳血栓にて死亡。浅草伝法院にて告別式を行なわれる